

図 1. 調査対象地域 (2012 年度)

: 成人、幼児とも対象

: 成人のみ対象

## 別紙 1. 試料採取の手順

### 荷物の確認

送られてきた荷物に本状の他、以下のものがあるかどうか、ご確認ください。

- 「同意書」
- 「食事に関する調査票」
- 「振込先口座確認書」
- タッパー 2 個
- 広口ポリ瓶 2 個
- チャック付ポリ袋 4 枚
- 宅配便伝票 1 枚

### 試料の採取

2 日分の食事を採取していただきます。

初日の朝食から 2 日目の夕食までの 6 回の食事について、次の 1-3 を繰り返してください。

1. 調理の際、成人一人分に相当する量を普段よりも余分に作ります。
2. 次ページの「試料採取についての注意書き」に従い、成人一人分の食事を容器に入れてください。
3. 「食事に関する調査票」に、調理で使った食材について記載します。「1. 食事に使った食材に関する質問」の表中の食品群のうち、該当するものに を記入してください。

注：試料採取に当たっては、冠婚葬祭、祝日、その他の特別な献立の日は避けてください。

### 試料の送付

1. ご飯、おかず、嗜好飲料類の入った容器をチャック付ポリ袋に入れてください。
2. 「同意書」、「食事に関する調査票」、「振込先口座確認書」に記入漏れがないか、ご確認ください。
3. 謝礼をお支払いするにあたり、通帳(キャッシュカードも可)のコピーが必要になります。通帳で名前(カタカナ)と口座番号のわかるところをコピーしてください。
4. 容器、「同意書」、「食事に関する調査票」、「振込先口座確認書」と通帳(キャッシュカード)のコピーをダンボールに梱包します。
5. 宅配便の伝票に必要事項を記入し、試料を送付します。(冷蔵便でお願いします)送付先は以下のとおりです。

#### 【送付先】

〒351-0197 埼玉県和光市南 2-3-6  
国立保健医療科学院生活環境研究部 寺田

### 試料採取についての注意書き

- 広口ポリ瓶には、水（水道水や井戸水）、清涼飲料水、コーヒー、紅茶、緑茶、アルコール飲料等を入れます。また、ウィスキー等と一緒に飲んだ水も忘れずに入れてください。
- 上記以外のご飯、おかずはタッパーに入れてください。

個別の食品についての注意事項は以下のとおりです。

#### 主食：

- ・ ご飯等は、同じ食器で同量取ってください。
- ・ パンにつけるバターやジャム、ざるそば等の薬味やつゆも忘れずに入れてください。  
サツマイモ、ジャガイモ等の皮を食べない時は、皮を取り除いてください。

#### 魚介類：

- ・ メザシやシシャモのように骨ごと食べる魚はそのままとし、骨、皮等を食べなかった魚はその部分を取り除いてください。
- ・ シジミ、アサリ、エビ、カニ等は殻を取って身だけを入れてください。

**肉類：**カラ揚げ(骨付)等の骨は取り除いてください。

**卵類：**卵の殻は取り除いてください。

**野菜類：**筆ショウガの茎、ナスのヘタ、エダマメ等のサヤは取り除いてください。

#### 調味料、その他：

- ・ 料理につけたり、かけたりして食べた醤油、ソース、ケチャップ、マヨネーズ、ドレッシング、ワサビ、辛子、塩、コショウ等も忘れずに入れてください。
- ・ ユズ、スタチ、レモン等の香りづけを使った場合は絞って入れてください。また、これらを食べた時はそのまま入れてください。

別紙 2. 食事に関する調査票（成人用）

ID :

食事に関する調査票

1. 食事に使った食材に関する質問

下記の食品群のうち、ご提供いただく食事に含まれているもの全てに○を記入してください。

食品群	1日目（ 月 日）			2日目（ 月 日）		
	朝食	昼食	夕食	朝食	昼食	夕食
米・加工品						
小麦・加工品						
いも類						
砂糖・甘味料類						
豆類（豆乳も含む。味噌は調味料・香辛料類）						
種実類						
緑黄色野菜（野菜ジュース等も含む）						
緑黄色野菜以外の野菜						
果実類（ジャム、果汁入りのジュースも含む）						
きのこ類						
藻類						
魚介類						
肉類						
卵類						
乳類						
油脂類（マヨネーズは調味料・香辛料類）						
菓子類（せんべい等の米菓子も含む）						
調味料・香辛料類（味噌、マヨネーズを含む）						

2. 食品の摂取状況に関する質問

以下の質問にお答えください。

問1. 原発事故の後、食品を買う時に産地を気にするようになりましたか？当てはまるものに○をつけてください。

1. 気にするようになった

2. 産地は特に気にしていない

問2. 問1で「気にするようになった」と回答された方にお尋ねします。原発事故に関連して、現在、福島県ならびにその近隣県で生産されている食品で購入を避けているものがあれば（ ）内に記入してください。

（ ）

問3. 現在、自家用の野菜類を摂取していますか？

1. 摂取している（品目： ）

2. 摂取していない

\*ご提供いただく食事に自家用の野菜が含まれている場合は、「1. 食事に使った食材に関する質問」の表で○の代わりに ① と記入してください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

別紙 3. 食事に関する調査票（幼児用）

ID :

食事に関する調査票

1. 食事に使った食材に関する質問

下記の食品群のうち、ご提供いただく食事に含まれているもの全てに○を記入してください。

食品群	1日目（ 月 日）			2日目（ 月 日）		
	朝食	昼食	夕食	朝食	昼食	夕食
米・加工品						
小麦・加工品						
いも類						
砂糖・甘味料類						
豆類（豆乳も含む。味噌は調味料・香辛料類）						
種実類						
緑黄色野菜（野菜ジュース等も含む）						
緑黄色野菜以外の野菜						
果実類（ジャム、果汁入りのジュースも含む）						
きのこ類						
藻類						
魚介類						
肉類						
卵類						
乳類						
油脂類（マヨネーズは調味料・香辛料類）						
菓子類（せんべい等の米菓子も含む）						
調味料・香辛料類（味噌、マヨネーズを含む）						

2. 食品の摂取状況等に関する質問

以下の質問にお答えください。

問1. 原発事故の後、食品を買う時に産地を気にするようになりましたか？ 当てはまるものに○をつけてください。

1. 気にするようになった

2. 産地は特に気にしていない

問2. 問1で「気にするようになった」と回答された方にお尋ねします。原発事故に関連して、現在、福島県ならびにその近隣県で生産されている食品で購入を避けているものがあれば（ ）内に記入してください。

（ ）

問3. 現在、自家用の野菜を摂取していますか？

1. 摂取している（品目： ）

2. 摂取していない

\*ご提供いただく食事にご家用の野菜が含まれている場合は、「1. 食事に使った食材に関する質問」の表で○の代わりに **自** と記入してください。

問4. お子さんは何歳ですか？

1. 3歳

2. 4歳

3. 5歳

4. 6歳

問5. お子さんの体重は何kgですか？

1. 14kg未満

2. 14～16kg

3. 16～18kg

4. 18～20kg

5. 20kg以上

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

表 1. 陰膳試料中の放射性物質濃度 (福島県)

単位: Bq/kg (生)

都道府県	市町村	年齢区分	Cs-134 <sup>*</sup>	Cs-137 <sup>*</sup>	放射性 Cs <sup>**</sup>	K-40 <sup>*</sup>
福島県	相馬市	成人	<0.017	0.043 ± 0.0076	0.051	16.1 ± 0.21
福島県	相馬市	成人	0.026 ± 0.0067	<0.028	0.040	21.9 ± 0.29
福島県	相馬市	幼児	0.305 ± 0.0104	0.619 ± 0.0137	0.925	28.1 ± 0.32
福島県	相馬市	幼児	0.044 ± 0.0070	0.094 ± 0.0058	0.139	30.5 ± 0.33
福島県	相馬市	幼児	0.075 ± 0.0069	0.102 ± 0.0084	0.178	18.8 ± 0.24
福島県	南相馬市	成人	0.096 ± 0.0140	0.150 ± 0.0150	0.246	19.3 ± 0.42
福島県	南相馬市	成人	0.053 ± 0.0125	0.118 ± 0.0139	0.172	50.9 ± 0.63
福島県	南相馬市	成人	0.072 ± 0.0097	0.151 ± 0.0102	0.224	36.3 ± 0.40
福島県	南相馬市	幼児	<0.018	0.061 ± 0.0086	0.070	29.4 ± 0.30
福島県	南相馬市	幼児	0.163 ± 0.0057	0.236 ± 0.0114	0.399	18.2 ± 0.22
福島県	南相馬市	幼児	<0.035	<0.044	0.039	16.0 ± 0.37
福島県	伊達市	成人	<0.010	0.026 ± 0.0053	0.031	22.4 ± 0.23
福島県	伊達市	成人	0.038 ± 0.0078	0.042 ± 0.0081	0.080	21.9 ± 0.32
福島県	伊達市	成人	0.156 ± 0.0111	0.286 ± 0.0128	0.442	22.6 ± 0.36
福島県	伊達市	成人	0.227 ± 0.0072	0.424 ± 0.0087	0.651	30.9 ± 0.25
福島県	伊達市	幼児	0.079 ± 0.0076	0.122 ± 0.0093	0.201	18.4 ± 0.38
福島県	伊達市	幼児	0.063 ± 0.0121	0.107 ± 0.0081	0.170	33.1 ± 0.44
福島県	伊達市	幼児	0.035 ± 0.0068	0.059 ± 0.0090	0.094	13.6 ± 0.25
福島県	伊達市	幼児	<0.026	0.048 ± 0.0057	0.061	26.3 ± 0.34
福島県	郡山市	成人	0.054 ± 0.0066	0.083 ± 0.0067	0.137	23.9 ± 0.25
福島県	郡山市	成人	<0.019	<0.024	0.021	7.9 ± 0.20
福島県	郡山市	成人	0.076 ± 0.0080	0.124 ± 0.0076	0.200	37.5 ± 0.42
福島県	郡山市	幼児	0.072 ± 0.0079	0.103 ± 0.0102	0.175	14.2 ± 0.26
福島県	郡山市	幼児	0.018 ± 0.0048	0.042 ± 0.0067	0.061	12.9 ± 0.18
福島県	郡山市	幼児	0.032 ± 0.0079	0.055 ± 0.0061	0.086	27.2 ± 0.36
福島県	福島市	成人	0.164 ± 0.0105	0.322 ± 0.0130	0.486	26.8 ± 0.38
福島県	福島市	成人	0.046 ± 0.0081	0.046 ± 0.0121	0.092	19.8 ± 0.29
福島県	福島市	成人	<0.015	<0.020	0.017	31.0 ± 0.38
福島県	福島市	幼児	<0.017	<0.021	0.019	13.3 ± 0.21
福島県	福島市	幼児	0.168 ± 0.0121	0.334 ± 0.0139	0.502	25.5 ± 0.36
福島県	福島市	幼児	0.091 ± 0.0149	0.249 ± 0.0160	0.340	35.2 ± 0.52
福島県	会津若松市	成人	<0.023	0.044 ± 0.0083	0.056	22.8 ± 0.33
福島県	会津若松市	成人	0.019 ± 0.0052	0.038 ± 0.0067	0.056	17.9 ± 0.26
福島県	会津若松市	成人	0.052 ± 0.0067	0.108 ± 0.0072	0.160	29.0 ± 0.26
福島県	会津若松市	幼児	<0.023	0.054 ± 0.0093	0.065	33.1 ± 0.38
福島県	会津若松市	幼児	<0.014	0.022 ± 0.0058	0.029	19.0 ± 0.25
福島県	会津若松市	幼児	0.037 ± 0.0060	0.064 ± 0.0079	0.101	16.2 ± 0.22

\* 濃度 ± で表記した。ただし、 は計数誤差に伴う数値である。

\*\* <sup>134</sup>Cs と <sup>137</sup>Cs の合計値。 <sup>134</sup>Cs または <sup>137</sup>Cs が検出限界値以下の場合にはそれぞれの濃度を 0 とせず、試料中に検出限界値の 2 分の 1 相当が存在するものとして算出した。

表 2. 陰膳試料中の放射性物質濃度（福島県以外の地域）

単位：Bq/kg（生）

都道府県	市町村	年齢区分	Cs-134 <sup>*</sup>	Cs-137 <sup>*</sup>	放射性 Cs <sup>**</sup>	K-40 <sup>*</sup>
北海道	札幌市	成人	<0.022	<0.034	0.028	8.4±0.23
北海道	札幌市	成人	<0.011	0.027±0.0061	0.033	34.5±0.26
北海道	札幌市	成人	<0.025	0.028±0.0084	0.041	27.2±0.35
北海道	札幌市	幼児	<0.013	<0.013	0.013	26.4±0.32
北海道	札幌市	幼児	0.016±0.0051	<0.022	0.027	17.8±0.20
北海道	札幌市	幼児	<0.025	0.036±0.0085	0.049	31.3±0.39
岩手県	盛岡市	成人	<0.020	0.044±0.0073	0.054	23.9±0.31
岩手県	盛岡市	成人	0.082±0.0085	0.175±0.0101	0.257	23.3±0.29
岩手県	盛岡市	成人	0.071±0.0060	0.139±0.0083	0.210	42.2±0.29
宮城県	仙台市	成人	0.091±0.0069	0.129±0.0063	0.220	23.4±0.29
宮城県	仙台市	成人	0.020±0.0052	0.033±0.0064	0.053	16.6±0.23
宮城県	仙台市	成人	0.021±0.0055	0.042±0.0076	0.064	24.9±0.27
宮城県	仙台市	幼児	0.017±0.0050	0.083±0.0060	0.100	32.2±0.36
宮城県	仙台市	幼児	<0.024	0.048±0.0120	0.060	36.8±0.56
宮城県	仙台市	幼児	0.057±0.0109	<0.043	0.079	22.0±0.37
茨城県	水戸市	成人	0.068±0.0086	0.127±0.0070	0.195	40.7±0.41
茨城県	水戸市	成人	0.017±0.0048	<0.022	0.028	18.5±0.20
茨城県	土浦市	幼児	0.047±0.0087	0.10±0.0096	0.147	36.1±0.40
茨城県	ひたちなか市	幼児	<0.015	0.049±0.0080	0.056	24.8±0.35
茨城県	ひたちなか市	幼児	0.046±0.0092	0.104±0.0102	0.150	29.3±0.41
埼玉県	さいたま市	成人	<0.025	0.048±0.0084	0.061	35.8±0.33
埼玉県	さいたま市	成人	<0.021	<0.034	0.027	17.6±0.26
埼玉県	さいたま市	成人	0.019±0.0044	<0.021	0.030	14.1±0.17
埼玉県	さいたま市	成人	0.033±0.0071	0.066±0.0085	0.099	36.1±0.32
埼玉県	さいたま市	幼児	0.083±0.0083	0.184±0.0087	0.267	43.6±0.38
埼玉県	さいたま市	幼児	0.019±0.0051	0.051±0.0055	0.070	24.1±0.22
埼玉県	さいたま市	幼児	<0.022	<0.021	0.021	19.8±0.30
東京都	世田谷区	成人	0.028±0.0076	0.045±0.0084	0.073	33.8±0.39
東京都	世田谷区	成人	0.041±0.0083	0.102±0.0088	0.143	31.2±0.38
東京都	世田谷区	成人	0.036±0.0060	0.057±0.0099	0.093	34.0±0.34
東京都	品川区	幼児	0.140±0.0297	0.187±0.0340	0.327	30.7±0.88
東京都	品川区	幼児	0.503±0.0129	0.939±0.0153	1.442	35.2±0.34
東京都	練馬区	幼児	<0.043	<0.042	0.042	35.6±0.55
神奈川県	平塚市	成人	0.028±0.0060	0.042±0.0082	0.069	21.1±0.25
神奈川県	中郡二宮町	成人	0.018±0.0060	<0.025	0.031	18.5±0.25
神奈川県	中郡大磯町	成人	0.032±0.0060	<0.024	0.044	13.5±0.23
大阪府	大阪市	成人	0.056±0.0105	0.112±0.0101	0.168	35.7±0.36
大阪府	大阪市	成人	0.021±0.0066	<0.024	0.033	19.0±0.26
大阪府	大阪市	成人	<0.026	0.075±0.0057	0.088	33.1±0.36
大阪府	高槻市	幼児	<0.030	0.019±0.0050	0.034	40.4±0.44
大阪府	高槻市	幼児	<0.024	<0.018	0.021	21.6±0.32
大阪府	門真市	幼児	<0.022	<0.022	0.022	30.1±0.32
高知県	高知市	成人	<0.006	0.026±0.0079	0.029	31.2±0.34
高知県	高知市	成人	<0.010	0.016±0.0034	0.021	35.0±0.27
高知県	高知市	成人	0.050±0.0074	0.117±0.0069	0.167	27.0±0.31

\* 濃度± で表記した。ただし、 は計数誤差に伴う数値である。

\*\* <sup>134</sup>Cs と <sup>137</sup>Cs の合計値。<sup>134</sup>Cs または <sup>137</sup>Cs が検出限界値以下の場合にはそれぞれの濃度を 0 とせず、試料中に検出限界値の 2 分の 1 相当が存在するものとして算出した。

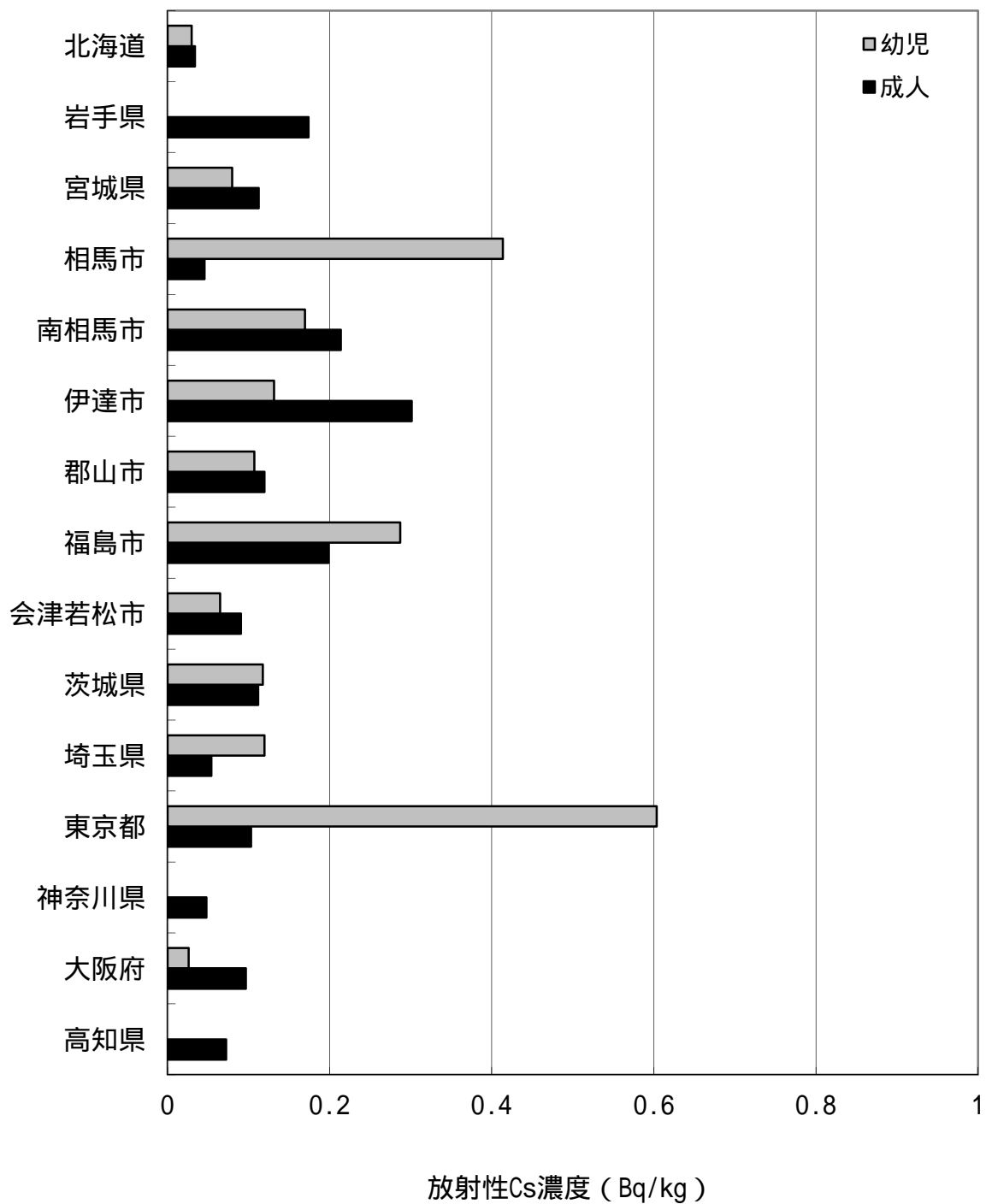


図 2. 陰膳試料中の放射性 Cs 濃度の地域別平均値



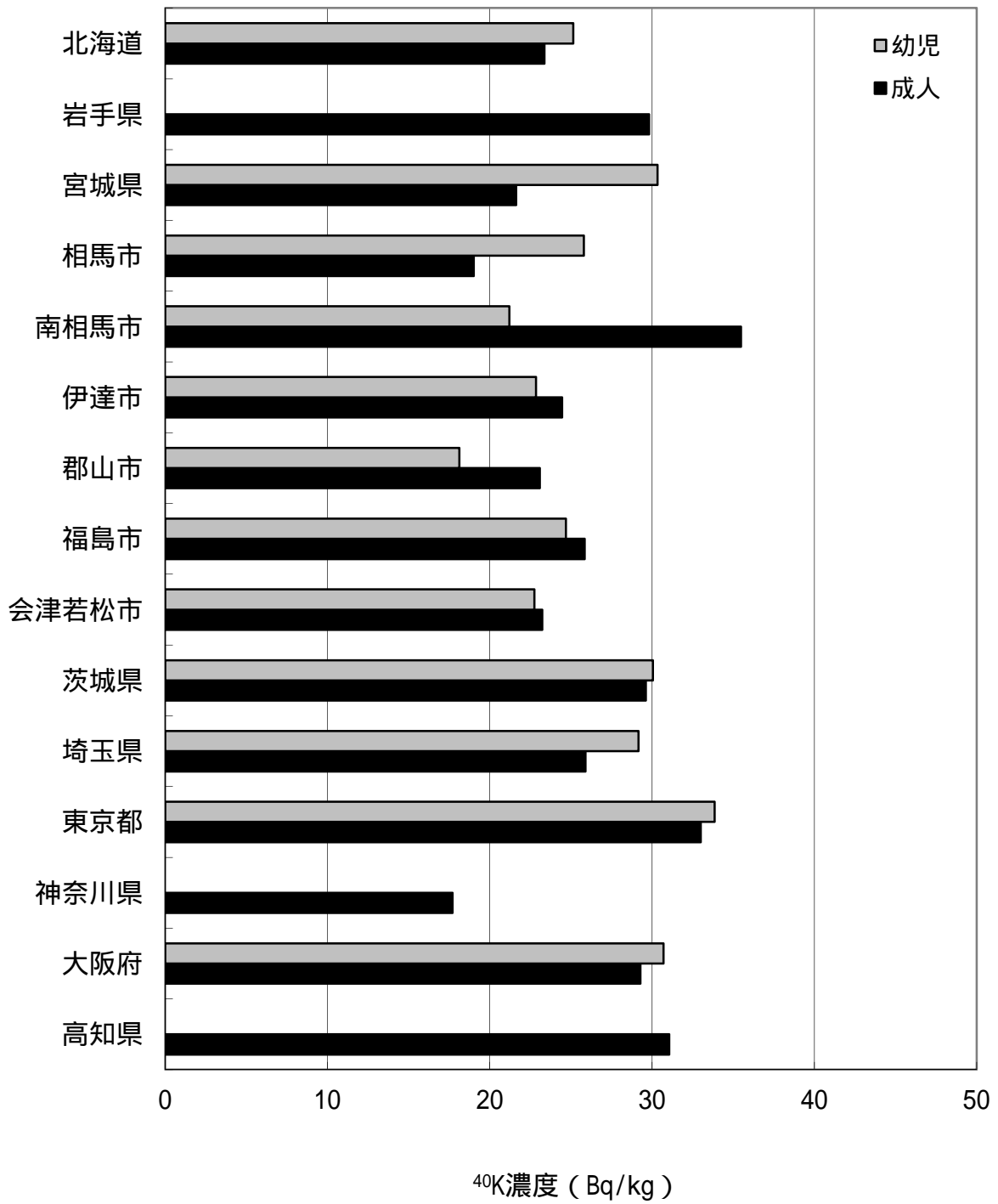


図 3. 陰膳試料中の  $^{40}\text{K}$  濃度の地域別平均値

表 3. 放射性物質の 1 日摂取量 (福島県)

単位 : Bq/人・日

都道府県	市町村	年齢区分	Cs-134 <sup>*</sup>	Cs-137 <sup>*</sup>	放射性 Cs <sup>**</sup>	K-40 <sup>*</sup>
福島県	相馬市	成人	<0.032	0.080 ± 0.0142	0.096	30.3 ± 0.40
福島県	相馬市	成人	0.044 ± 0.0112	<0.046	0.067	36.3 ± 0.48
福島県	相馬市	幼児	0.629 ± 0.0214	1.276 ± 0.0281	1.905	57.9 ± 0.67
福島県	相馬市	幼児	0.066 ± 0.0105	0.141 ± 0.0086	0.207	45.6 ± 0.50
福島県	相馬市	幼児	0.10 ± 0.0092	0.136 ± 0.0112	0.236	25.0 ± 0.32
福島県	南相馬市	成人	0.097 ± 0.0141	0.150 ± 0.0151	0.247	19.4 ± 0.42
福島県	南相馬市	成人	0.166 ± 0.0389	0.369 ± 0.0432	0.534	158.3 ± 1.96
福島県	南相馬市	成人	0.109 ± 0.0147	0.230 ± 0.0156	0.340	55.1 ± 0.62
福島県	南相馬市	幼児	<0.020	0.067 ± 0.0095	0.077	32.5 ± 0.34
福島県	南相馬市	幼児	0.106 ± 0.0037	0.153 ± 0.0074	0.259	11.8 ± 0.14
福島県	南相馬市	幼児	<0.025	<0.031	0.028	11.4 ± 0.27
福島県	伊達市	成人	<0.014	0.037 ± 0.0075	0.044	31.7 ± 0.33
福島県	伊達市	成人	0.048 ± 0.010	0.054 ± 0.0103	0.102	27.9 ± 0.40
福島県	伊達市	成人	0.382 ± 0.0271	0.699 ± 0.0312	1.080	55.1 ± 0.89
福島県	伊達市	成人	0.355 ± 0.0112	0.665 ± 0.0136	1.021	48.5 ± 0.39
福島県	伊達市	幼児	0.114 ± 0.0111	0.177 ± 0.0135	0.291	26.8 ± 0.55
福島県	伊達市	幼児	0.045 ± 0.0086	0.076 ± 0.0058	0.121	23.5 ± 0.32
福島県	伊達市	幼児	0.045 ± 0.0089	0.077 ± 0.0118	0.122	17.6 ± 0.32
福島県	伊達市	幼児	<0.017	0.030 ± 0.0036	0.039	16.7 ± 0.22
福島県	郡山市	成人	0.096 ± 0.0117	0.148 ± 0.0119	0.244	42.5 ± 0.44
福島県	郡山市	成人	<0.052	<0.068	0.060	22.0 ± 0.55
福島県	郡山市	成人	0.082 ± 0.0087	0.135 ± 0.0083	0.217	40.7 ± 0.45
福島県	郡山市	幼児	0.081 ± 0.0090	0.117 ± 0.0116	0.198	16.1 ± 0.29
福島県	郡山市	幼児	0.029 ± 0.0074	0.066 ± 0.0104	0.094	20.2 ± 0.28
福島県	郡山市	幼児	0.034 ± 0.0084	0.058 ± 0.0065	0.092	29.1 ± 0.38
福島県	福島市	成人	0.326 ± 0.0209	0.640 ± 0.0258	0.966	53.2 ± 0.76
福島県	福島市	成人	0.034 ± 0.0061	0.034 ± 0.0090	0.069	14.7 ± 0.21
福島県	福島市	成人	<0.021	<0.029	0.025	45.4 ± 0.55
福島県	福島市	幼児	<0.022	<0.027	0.024	16.9 ± 0.27
福島県	福島市	幼児	0.133 ± 0.0096	0.264 ± 0.0110	0.397	20.1 ± 0.28
福島県	福島市	幼児	0.063 ± 0.0103	0.171 ± 0.0110	0.233	24.2 ± 0.36
福島県	会津若松市	成人	<0.036	0.071 ± 0.0133	0.089	36.5 ± 0.53
福島県	会津若松市	成人	0.040 ± 0.0113	0.081 ± 0.0145	0.122	38.8 ± 0.56
福島県	会津若松市	成人	0.106 ± 0.0137	0.219 ± 0.0146	0.325	59.0 ± 0.53
福島県	会津若松市	幼児	<0.025	0.059 ± 0.0102	0.072	36.5 ± 0.42
福島県	会津若松市	幼児	<0.020	0.030 ± 0.0081	0.040	26.5 ± 0.35
福島県	会津若松市	幼児	0.043 ± 0.0071	0.075 ± 0.0092	0.118	18.9 ± 0.26

\* 1 日摂取量 ± で表記した。ただし、 は計数誤差に伴う数値である。

\*\* <sup>134</sup>Cs と <sup>137</sup>Cs の合計値。 <sup>134</sup>Cs または <sup>137</sup>Cs が検出限界値以下の場合それぞれの濃度を 0 とせず、試料中に検出限界値の 2 分の 1 相当が存在するものとして算出した。

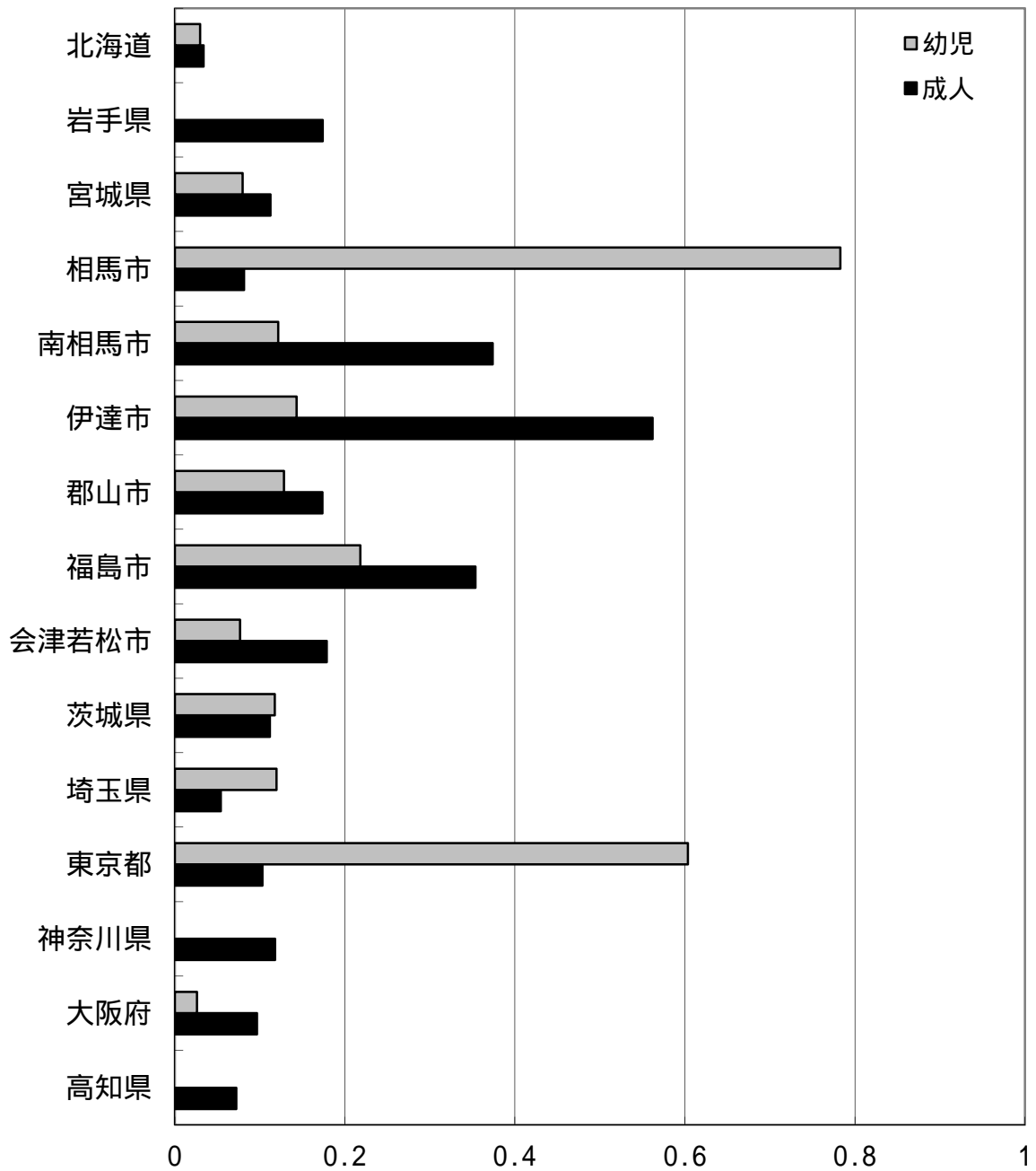
表 4. 放射性物質の 1 日摂取量 (福島県以外の地域)

単位: Bq/人・日

都道府県	市町村	年齢区分	Cs-134 <sup>*</sup>	Cs-137 <sup>*</sup>	放射性 Cs <sup>**</sup>	K-40 <sup>*</sup>
北海道	札幌市	成人	<0.018	<0.029	0.023	7.1±0.19
北海道	札幌市	成人	<0.013	0.032±0.0071	0.038	40.3±0.31
北海道	札幌市	成人	<0.024	0.028±0.0084	0.041	27.2±0.35
北海道	札幌市	幼児	<0.014	<0.014	0.014	27.8±0.33
北海道	札幌市	幼児	0.022±0.007	<0.030	0.037	24.3±0.28
北海道	札幌市	幼児	<0.028	0.041±0.0094	0.055	35.0±0.43
岩手県	盛岡市	成人	<0.036	0.079±0.0132	0.097	43.3±0.55
岩手県	盛岡市	成人	0.133±0.0138	0.282±0.0163	0.415	37.6±0.46
岩手県	盛岡市	成人	0.141±0.012	0.276±0.0165	0.417	83.7±0.58
宮城県	仙台市	成人	0.182±0.0138	0.258±0.0125	0.439	46.7±0.58
宮城県	仙台市	成人	0.034±0.0087	0.055±0.0107	0.089	27.8±0.38
宮城県	仙台市	成人	0.029±0.0073	0.057±0.0102	0.086	33.5±0.36
宮城県	仙台市	幼児	0.025±0.0077	0.127±0.0092	0.152	49.0±0.54
宮城県	仙台市	幼児	<0.013	0.026±0.0066	0.033	20.2±0.31
宮城県	仙台市	幼児	0.055±0.0104	<0.042	0.076	21.1±0.36
茨城県	水戸市	成人	0.097±0.0122	0.180±0.0099	0.277	57.7±0.59
茨城県	水戸市	成人	0.029±0.0083	<0.038	0.048	31.9±0.34
茨城県	土浦市	幼児	0.064±0.0118	0.136±0.0131	0.200	49.1±0.55
茨城県	ひたちなか市	幼児	<0.019	0.060±0.0098	0.069	30.4±0.43
茨城県	ひたちなか市	幼児	0.091±0.0184	0.208±0.0204	0.300	58.6±0.82
埼玉県	さいたま市	成人	<0.043	0.084±0.0146	0.106	62.3±0.58
埼玉県	さいたま市	成人	<0.018	<0.030	0.024	15.8±0.24
埼玉県	さいたま市	成人	0.033±0.0076	<0.036	0.051	24.4±0.30
埼玉県	さいたま市	成人	0.056±0.0120	0.112±0.0144	0.168	61.2±0.54
埼玉県	さいたま市	幼児	0.123±0.0123	0.273±0.0129	0.396	64.5±0.56
埼玉県	さいたま市	幼児	0.023±0.0063	0.063±0.0068	0.086	29.6±0.27
埼玉県	さいたま市	幼児	<0.031	<0.030	0.030	28.1±0.43
東京都	世田谷区	成人	0.076±0.0205	0.123±0.0227	0.199	91.8±1.06
東京都	世田谷区	成人	0.080±0.0162	0.200±0.0173	0.280	61.3±0.75
東京都	世田谷区	成人	0.052±0.0087	0.082±0.0143	0.134	49.3±0.49
東京都	品川区	幼児	0.116±0.0247	0.156±0.0283	0.272	25.5±0.73
東京都	品川区	幼児	0.471±0.0121	0.880±0.0143	1.351	33.0±0.32
東京都	練馬区	幼児	<0.037	<0.036	0.037	30.9±0.48
神奈川県	平塚市	成人	0.070±0.0152	0.104±0.0206	0.174	53.1±0.63
神奈川県	中郡二宮町	成人	0.038±0.0125	<0.052	0.064	38.7±0.53
神奈川県	中郡大磯町	成人	0.084±0.0158	<0.062	0.115	35.5±0.60
大阪府	大阪市	成人	0.072±0.0136	0.145±0.0131	0.217	46.2±0.46
大阪府	大阪市	成人	0.062±0.0191	<0.071	0.097	55.3±0.74
大阪府	大阪市	成人	<0.042	0.120±0.0091	0.141	53.2±0.58
大阪府	高槻市	幼児	<0.029	0.018±0.0048	0.033	39.0±0.42
大阪府	高槻市	幼児	<0.021	<0.016	0.019	18.9±0.28
大阪府	門真市	幼児	<0.041	<0.041	0.041	55.6±0.59
高知県	高知市	成人	<0.020	0.080±0.0248	0.090	97.6±1.05
高知県	高知市	成人	<0.022	0.035±0.0074	0.046	76.6±0.59
高知県	高知市	成人	0.103±0.0152	0.240±0.0143	0.344	55.5±0.64

\* 1 日摂取量± で表記した。ただし、 は計数誤差に伴う数値である。

\*\* <sup>134</sup>Cs と <sup>137</sup>Cs の合計値。 <sup>134</sup>Cs または <sup>137</sup>Cs が検出限界値以下の場合にはそれぞれの濃度を 0 とせず、試料中に検出限界値の 2 分の 1 相当が存在するものとして算出した。



放射性Csの1日摂取量 (Bq/人・日)

図 4. 陰膳試料による放射性 Cs の 1 日摂取量の地域別平均値

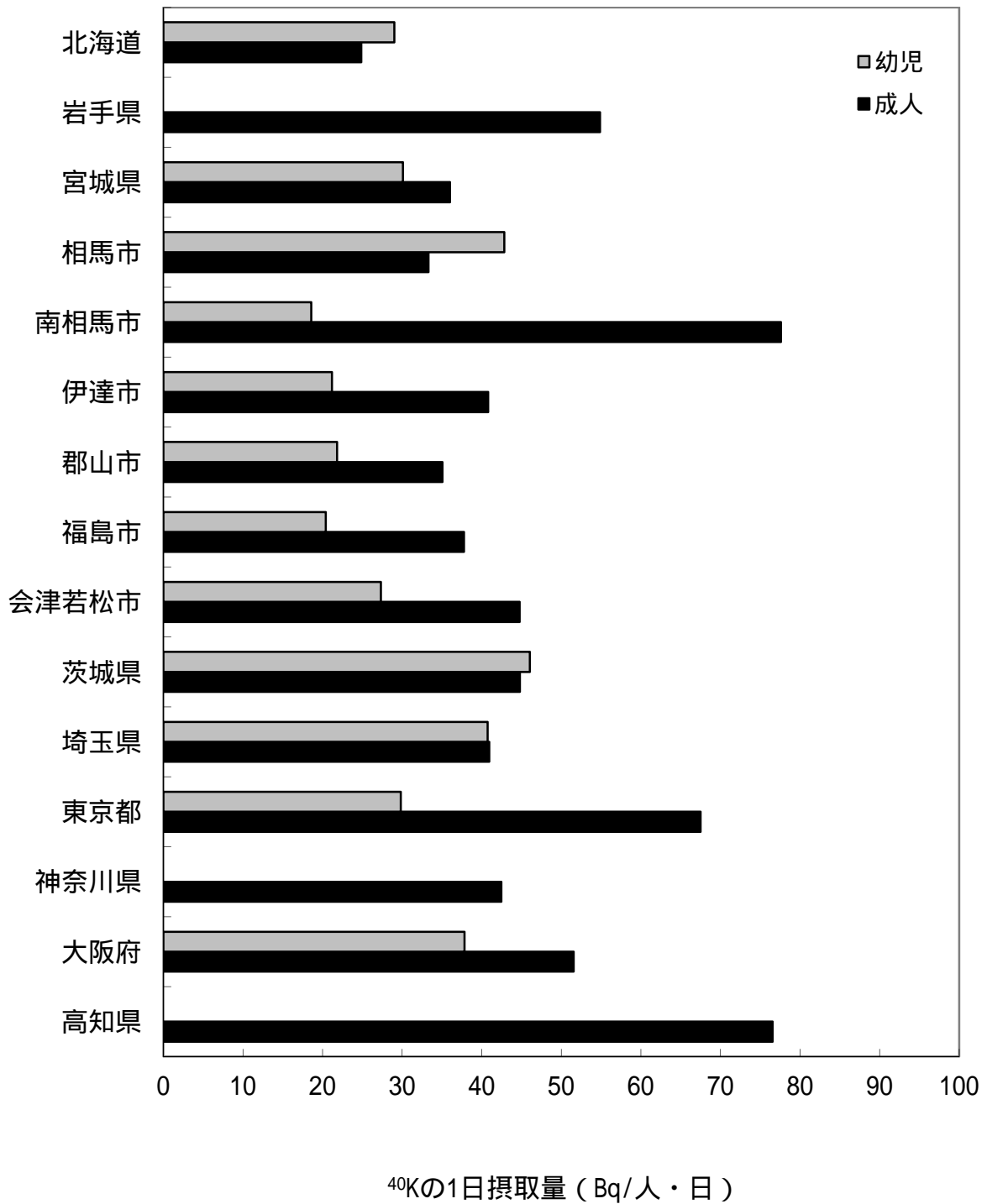


図 5. 陰膳試料による  $^{40}\text{K}$  の 1 日摂取量の地域別平均値

表 5. 陰膳試料に由来する預託実効線量 (福島県)

単位:  $\mu\text{Sv}$

都道府県	市町村	年齢区分	Cs-134 <sup>*</sup>	Cs-137 <sup>*</sup>	放射性Cs <sup>**</sup>	K-40 <sup>*</sup>
福島県	相馬市	成人	<0.224	0.379±0.099	0.49	69±2.8
福島県	相馬市	成人	0.302±0.077	<0.219	0.41	82±3.3
福島県	相馬市	幼児	2.985±0.102	4.471±0.134	7.46	443±3.2
福島県	相馬市	幼児	0.315±0.050	0.494±0.041	0.81	350±2.4
福島県	相馬市	幼児	0.476±0.043	0.476±0.053	0.95	192±1.5
福島県	南相馬市	成人	0.671±0.098	0.714±0.104	1.38	44±2.9
福島県	南相馬市	成人	1.148±0.270	1.749±0.300	2.90	358±13.6
福島県	南相馬市	成人	0.759±0.102	1.092±0.108	1.85	125±4.3
福島県	南相馬市	幼児	<0.093	0.236±0.045	0.28	249±1.6
福島県	南相馬市	幼児	0.501±0.017	0.536±0.035	1.04	91±0.7
福島県	南相馬市	幼児	<0.118	<0.110	0.11	88±1.3
福島県	伊達市	成人	<0.095	0.177±0.052	0.22	72±2.3
福島県	伊達市	成人	0.336±0.069	0.254±0.072	0.59	63±2.8
福島県	伊達市	成人	2.647±0.188	3.316±0.216	5.96	125±6.2
福島県	伊達市	成人	2.465±0.078	3.158±0.095	5.62	110±2.7
福島県	伊達市	幼児	0.543±0.052	0.620±0.064	1.16	205±2.6
福島県	伊達市	幼児	0.213±0.041	0.267±0.027	0.48	181±1.5
福島県	伊達市	幼児	0.214±0.042	0.269±0.056	0.48	135±1.5
福島県	伊達市	幼児	<0.079	0.106±0.017	0.15	128±1.0
福島県	郡山市	成人	0.669±0.081	0.701±0.082	1.37	96±3.1
福島県	郡山市	成人	<0.360	<0.322	0.34	50±3.8
福島県	郡山市	成人	0.571±0.060	0.638±0.057	1.21	92±3.2
福島県	郡山市	幼児	0.386±0.043	0.409±0.055	0.79	124±1.4
福島県	郡山市	幼児	0.137±0.035	0.230±0.049	0.37	155±1.3
福島県	郡山市	幼児	0.160±0.040	0.205±0.031	0.36	223±1.8
福島県	福島市	成人	2.262±0.145	3.037±0.179	5.30	120±5.3
福島県	福島市	成人	0.238±0.042	0.164±0.062	0.40	33±1.5
福島県	福島市	成人	<0.147	<0.138	0.14	103±3.8
福島県	福島市	幼児	<0.105	<0.094	0.10	130±1.3
福島県	福島市	幼児	0.630±0.045	0.924±0.052	1.55	154±1.3
福島県	福島市	幼児	0.297±0.049	0.598±0.052	0.89	185±1.7
福島県	会津若松市	成人	<0.253	0.335±0.092	0.46	83±3.7
福島県	会津若松市	成人	0.280±0.079	0.386±0.101	0.67	88±3.9
福島県	会津若松市	成人	0.736±0.095	1.039±0.102	1.78	134±3.7
福島県	会津若松市	幼児	<0.119	0.207±0.049	0.27	280±2.0
福島県	会津若松市	幼児	<0.094	0.106±0.038	0.15	203±1.7
福島県	会津若松市	幼児	0.206±0.033	0.262±0.044	0.47	145±1.2

\* 預託実効線量 $\pm$  で表記した。ただし、 は計数誤差に伴う数値である。

\*\* <sup>134</sup>Cs と <sup>137</sup>Cs の合計値。 <sup>134</sup>Cs または <sup>137</sup>Cs が検出限界値以下の場合にはそれぞれの濃度を 0 とせず、試料中に検出限界値の 2 分の 1 相当が存在するものとして算出した。

表 6. 陰膳試料に由来する預託実効線量（福島県以外の地域）

単位：μSv

都道府県	市町村	年齢区分	Cs-134 <sup>*</sup>	Cs-137 <sup>*</sup>	放射性Cs <sup>**</sup>	K-40 <sup>*</sup>
北海道	札幌市	成人	<0.126	<0.136	0.13	16±1.3
北海道	札幌市	成人	<0.090	0.151±0.049	0.20	91±2.1
北海道	札幌市	成人	<0.170	0.134±0.058	0.22	62±2.4
北海道	札幌市	幼児	<0.064	<0.048	0.056	213±1.6
北海道	札幌市	幼児	0.105±0.033	<0.105	0.16	186±1.3
北海道	札幌市	幼児	<0.132	0.143±0.045	0.21	268±2.1
岩手県	盛岡市	成人	<0.250	0.376±0.092	0.50	98±3.8
岩手県	盛岡市	成人	0.922±0.096	1.340±0.113	2.26	85±3.2
岩手県	盛岡市	成人	0.978±0.083	1.309±0.114	2.29	189±4.0
宮城県	仙台市	成人	1.260±0.096	1.222±0.087	2.48	106±4.0
宮城県	仙台市	成人	0.234±0.061	0.262±0.074	0.50	63±2.7
宮城県	仙台市	成人	0.199±0.051	0.270±0.071	0.47	76±2.5
宮城県	仙台市	幼児	0.119±0.036	0.444±0.043	0.56	375±2.6
宮城県	仙台市	幼児	<0.064	0.092±0.031	0.12	155±1.4
宮城県	仙台市	幼児	0.260±0.049	<0.146	0.33	162±1.7
茨城県	水戸市	成人	0.672±0.084	0.855±0.069	1.53	131±4.1
茨城県	水戸市	成人	0.200±0.058	<0.183	0.29	72±2.4
茨城県	土浦市	幼児	0.303±0.056	0.475±0.062	0.78	377±2.6
茨城県	ひたちなか市	幼児	<0.089	0.210±0.046	0.25	233±2.0
茨城県	ひたちなか市	幼児	0.434±0.088	0.730±0.097	1.16	449±3.9
埼玉県	さいたま市	成人	<0.297	0.400±0.101	0.55	141±4.0
埼玉県	さいたま市	成人	<0.128	<0.143	0.14	36±1.6
埼玉県	さいたま市	成人	0.230±0.053	<0.169	0.31	55±2.1
埼玉県	さいたま市	成人	0.389±0.083	0.530±0.100	0.92	139±3.8
埼玉県	さいたま市	幼児	0.583±0.058	0.956±0.061	1.54	494±2.7
埼玉県	さいたま市	幼児	0.111±0.030	0.220±0.032	0.33	227±1.3
埼玉県	さいたま市	幼児	<0.146	<0.106	0.13	216±2.1
東京都	世田谷区	成人	0.529±0.142	0.584±0.158	1.11	208±7.3
東京都	世田谷区	成人	0.553±0.113	0.951±0.120	1.50	139±5.2
東京都	世田谷区	成人	0.362±0.060	0.390±0.099	0.75	112±3.4
東京都	品川区	幼児	0.552±0.117	0.545±0.134	1.10	196±3.5
東京都	品川区	幼児	2.234±0.057	3.083±0.068	5.32	253±1.5
東京都	練馬区	幼児	<0.177	<0.127	0.15	237±2.3
神奈川県	平塚市	成人	0.483±0.105	0.496±0.143	0.98	120±4.4
神奈川県	中郡二宮町	成人	0.263±0.087	<0.249	0.39	88±3.7
神奈川県	中郡大磯町	成人	0.583±0.109	<0.293	0.73	80±4.2
大阪府	大阪市	成人	0.499±0.094	0.687±0.091	1.19	105±3.2
大阪府	大阪市	成人	0.428±0.132	<0.336	0.60	125±5.2
大阪府	大阪市	成人	<0.291	0.570±0.063	0.72	120±4.0
大阪府	高槻市	幼児	<0.136	0.065±0.023	0.13	299±2.0
大阪府	高槻市	幼児	<0.102	<0.055	0.08	145±1.3
大阪府	門真市	幼児	<0.195	<0.144	0.17	426±2.8
高知県	高知市	成人	<0.137	0.380±0.172	0.45	221±7.3
高知県	高知市	成人	<0.151	0.166±0.051	0.24	173±4.1
高知県	高知市	成人	0.717±0.105	1.141±0.099	1.86	126±4.4

\* 預託実効線量± で表記した。ただし、 は計数誤差に伴う数値である。

\*\* <sup>134</sup>Cs と <sup>137</sup>Cs の合計値。<sup>134</sup>Cs または <sup>137</sup>Cs が検出限界値以下の場合にはそれぞれの濃度を 0 とせず、試料中に検出限界値の 2 分の 1 相当が存在するものとして算出した。

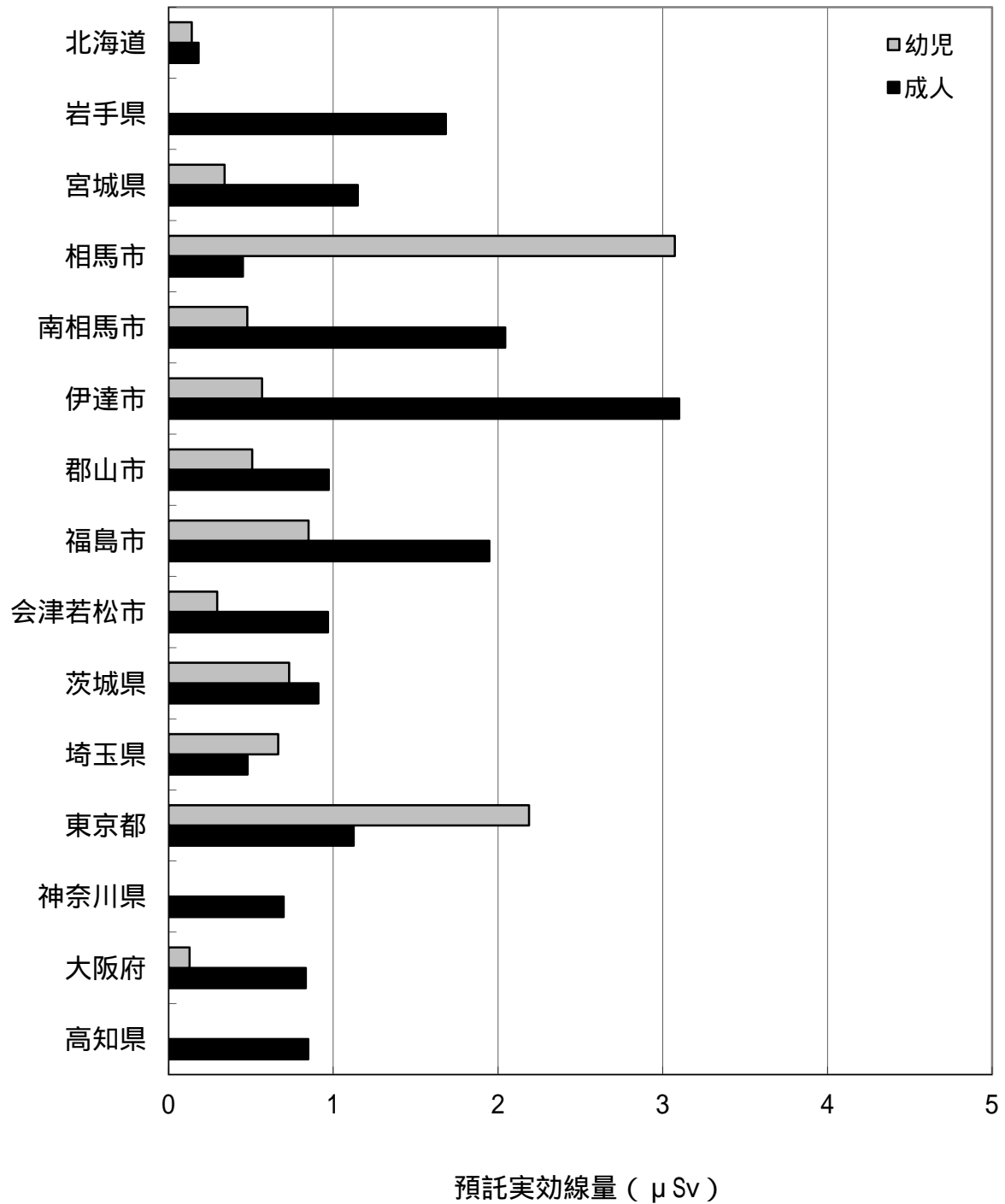


図 6. 陰膳試料による放射性 Cs の預託実効線量の地域別平均値



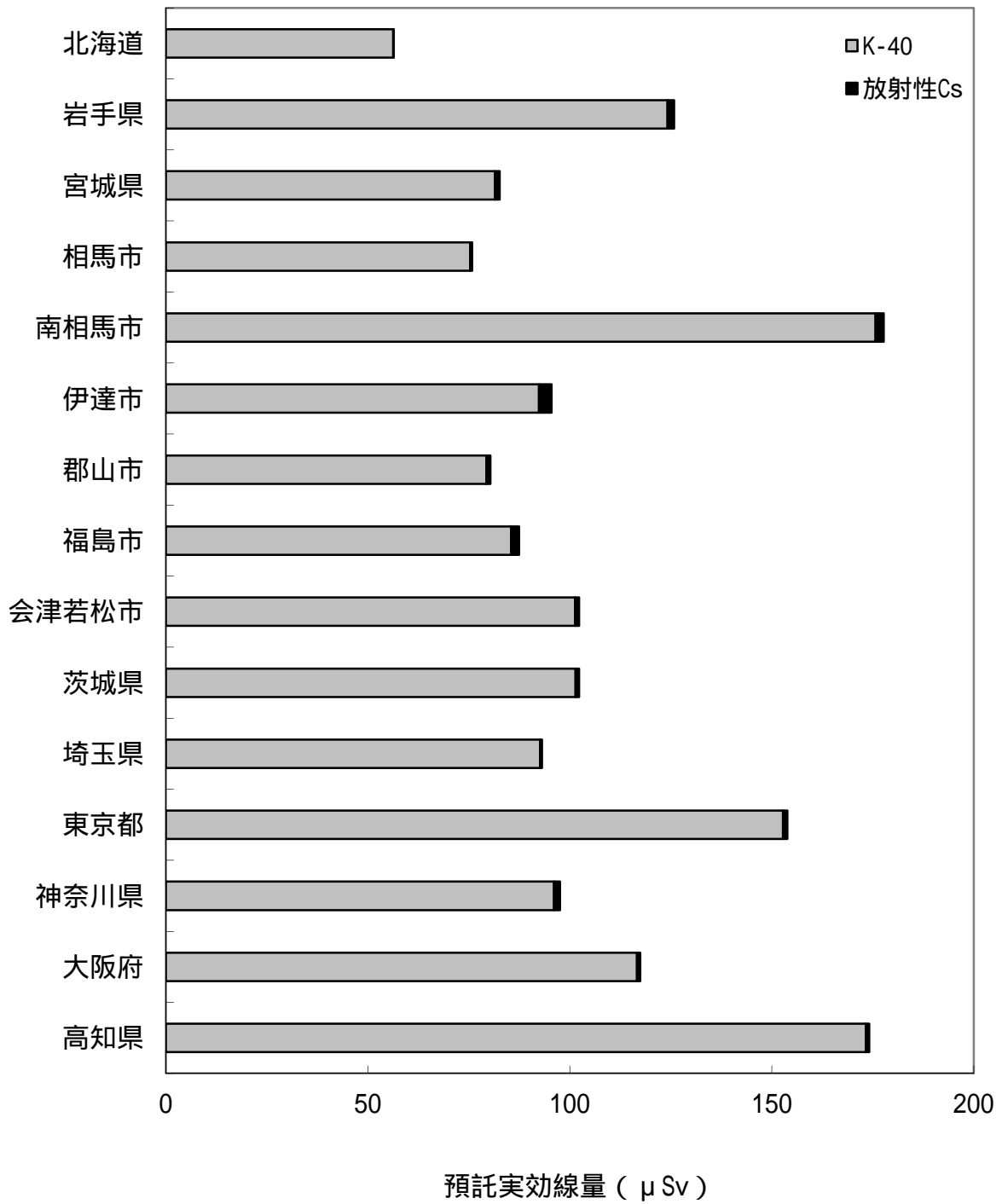


図7. 陰膳試料による放射性Csと<sup>40</sup>Kの預託実効線量の地域別平均値(成人)

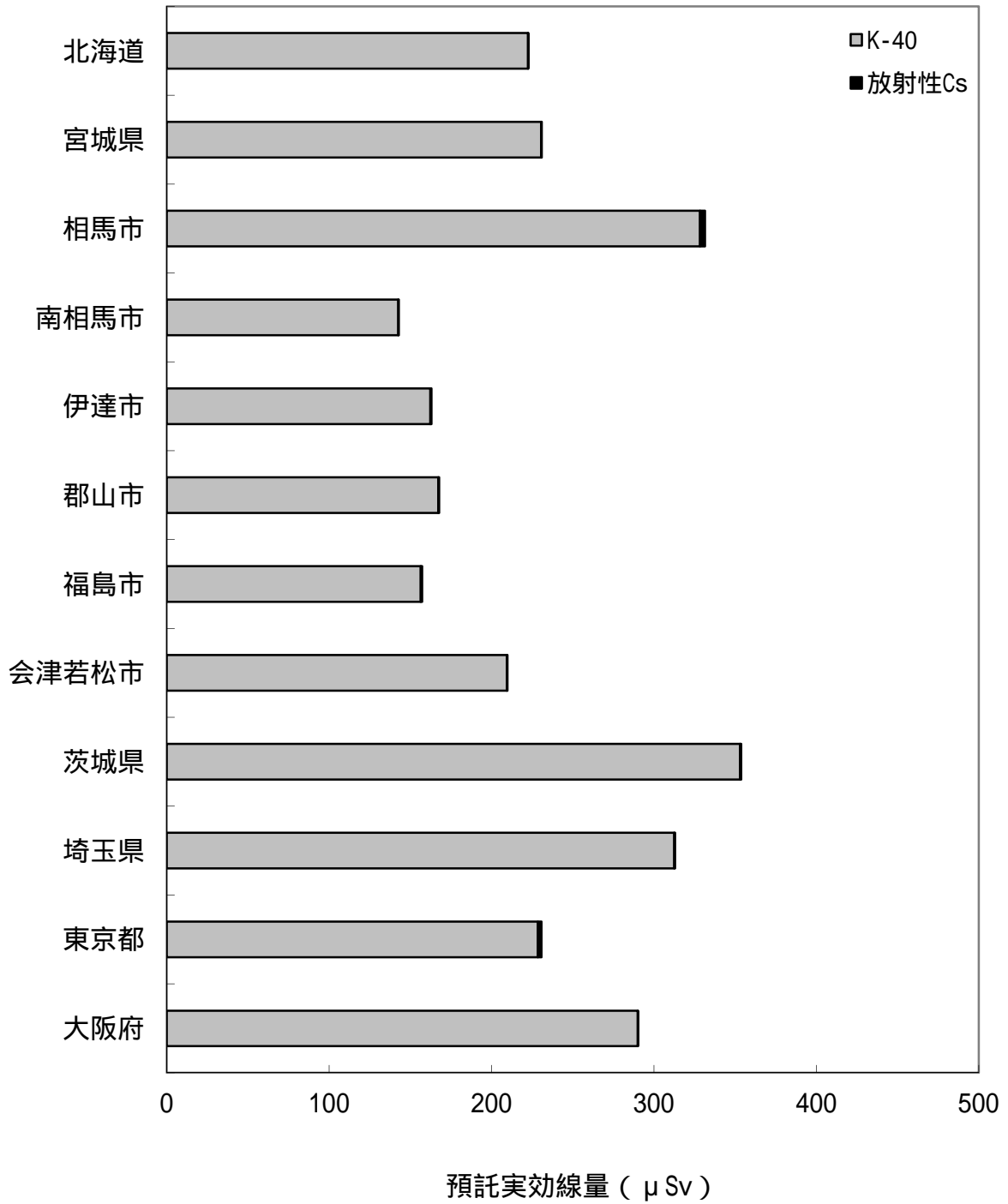


図 8. 陰膳試料による放射性 Cs と <sup>40</sup>K の預託実効線量の地域別平均値 ( 幼児 )

表 7. 放射性 Cs 由来の実効線量の 50 パーセントイル(mSv)  
( 事故直後から 2012 年 12 月までの積算実効線量 )

性別	条件	3-6 歳	15-18 歳	20 歳以上
男	暫定規制値適用 1	0.0652	0.157	0.150
	現行基準値適用 2	0.0643	0.155	0.147
女	暫定規制値適用 1	0.0652	0.118	0.133
	現行基準値適用 2	0.0643	0.117	0.130

1：暫定規制値の 500Bq/kg を超える食品は、摂取されないと仮定して算定。

2：基準値が適用されるまで(2012 年 3 月 31 日)は、暫定規制値を超える食品は摂取されない、また現行の基準値が適用された後(2012 年 4 月 1 日)は、基準値を超える食品は摂取されないと仮定して算定。経過措置も考慮して算定。

表 8. 放射性 Cs 由来の実効線量の 90 パーセントイル(mSv)  
( 事故直後から 2012 年 12 月までの積算実効線量 )

性別	条件	3-6 歳	15-18 歳	20 歳以上
男	暫定規制値適用 1	0.102	0.242	0.235
	現行基準値適用 2	0.100	0.236	0.206
女	暫定規制値適用 1	0.102	0.174	0.211
	現行基準値適用 2	0.100	0.170	0.206

1：暫定規制値の 500Bq/kg を超える食品は、摂取されないと仮定して算定。

2：基準値が適用されるまで(2012 年 3 月 31 日)は、暫定規制値を超える食品は摂取されない、また現行の基準値が適用された後(2012 年 4 月 1 日)は、基準値を超える食品は摂取されないと仮定して算定。経過措置も考慮して算定。

表9. 食品中の放射性物質による被ばく線量（2011年度TDS結果との比較）

単位（ $\mu\text{Sv}$ ）

都市	調査年度	放射性 Cs	$^{40}\text{K}$
仙台市	2012年度*	1.1	81
	2011年度**	12.4	182
福島市	2012年度*	1.9	85
	2011年度**	16.8	199
東京都	2012年度*	1.1	153
	2011年度**	3.8	177

\*陰膳方式による結果の平均値（成人）

\*\*MB方式による結果

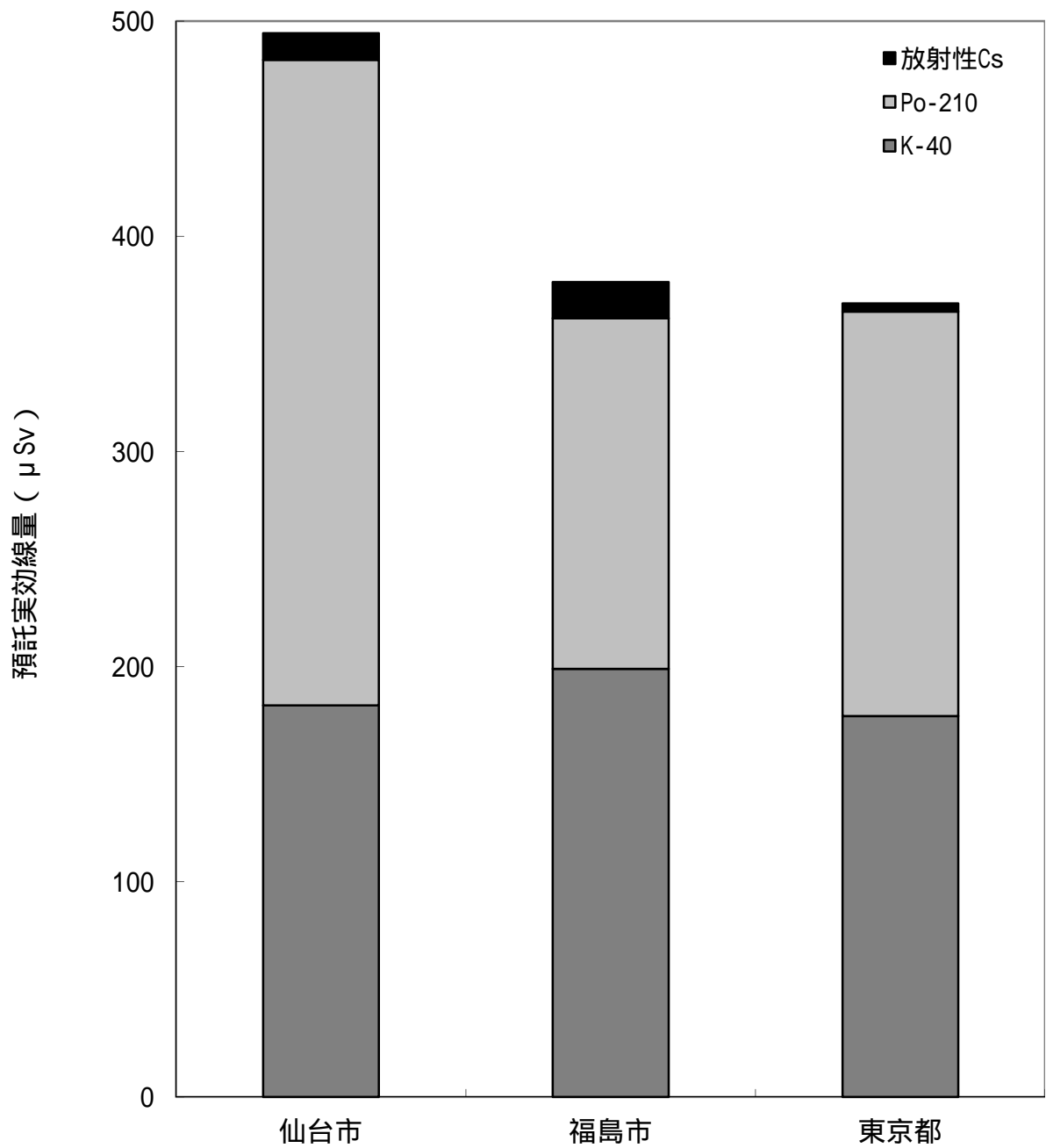


図 9. 食品中の放射性物質別の預託実効線量 (2011 年度)

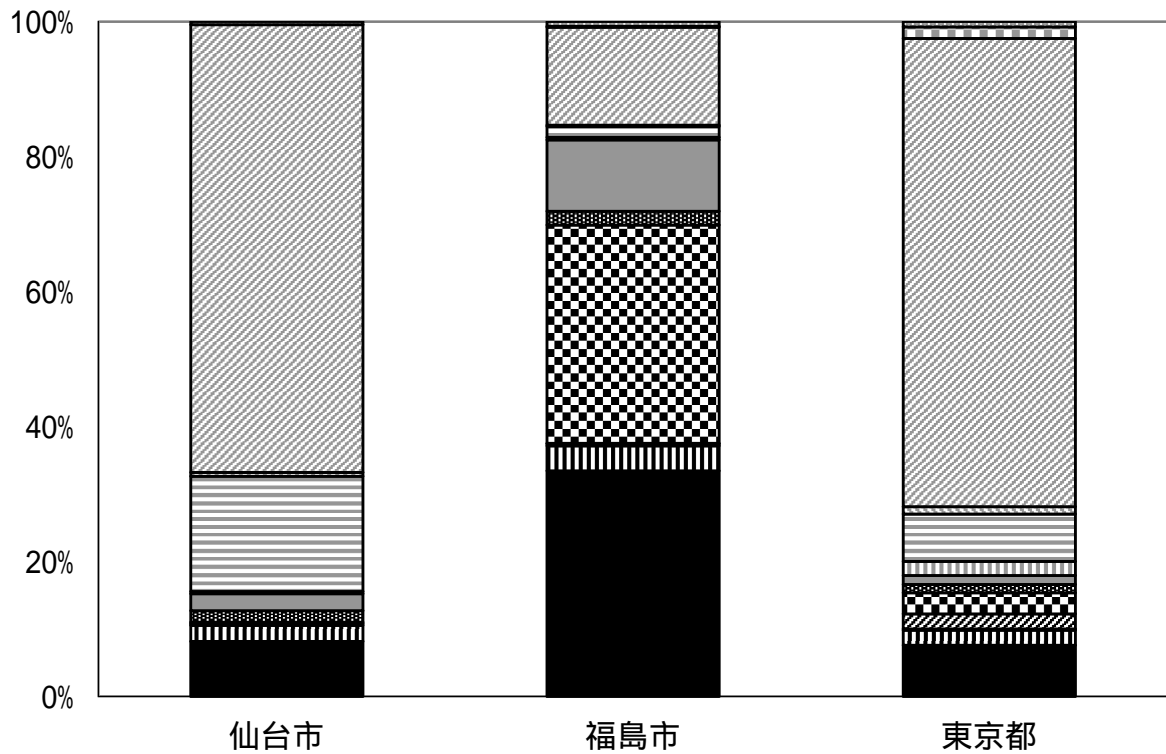
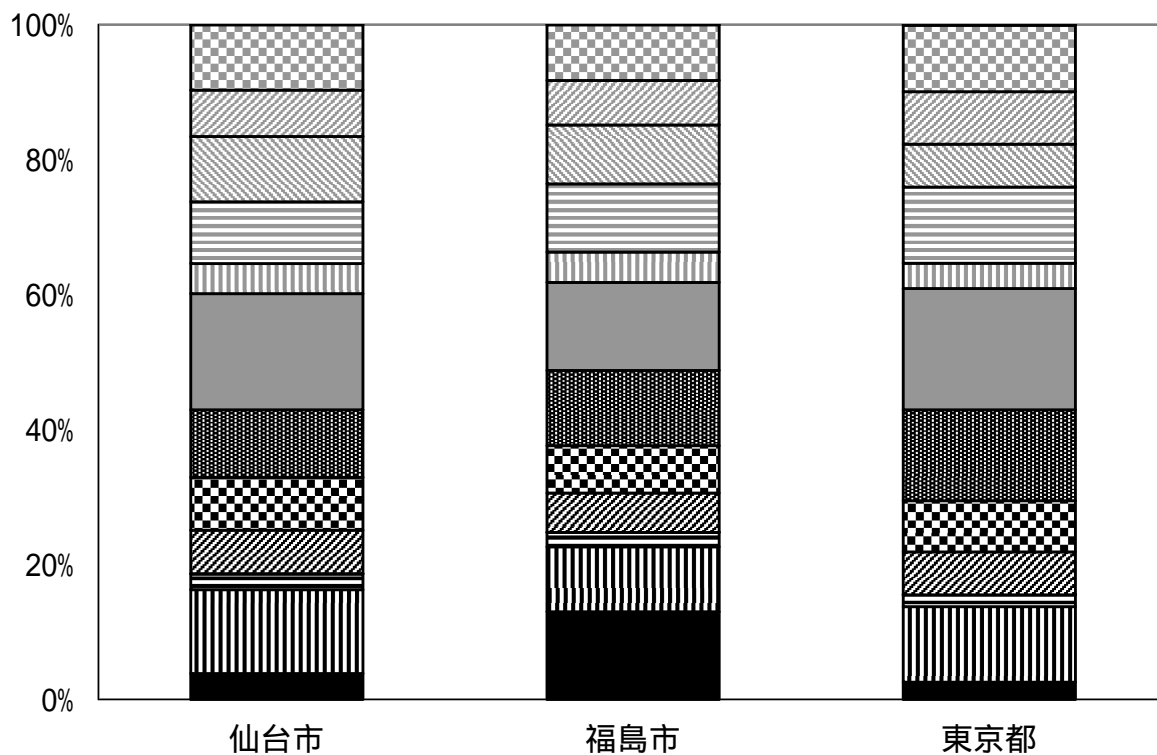


図 10. 食品群別の放射性 Cs による預託実効線量割合  
 (MB 方式による 2011 年度 TDS の結果)



- 飲料水
- 調味料・香辛料
- ▨ 乳類
- ▩ 肉類・卵類
- 魚介類
- ▨ 調味・嗜好飲料
- その他野菜・きのこ・海藻類
- ▩ 緑黄色野菜
- ▨ 果実類
- ▩ 豆類
- ▨ 油脂類
- ▨ 砂糖類・菓子類
- ▩ 穀類・種実類・芋類
- 米・米加工品類

図 11. 食品群別の<sup>40</sup>Kによる預託実効線量割合  
(MB方式による2011年度TDSの結果)

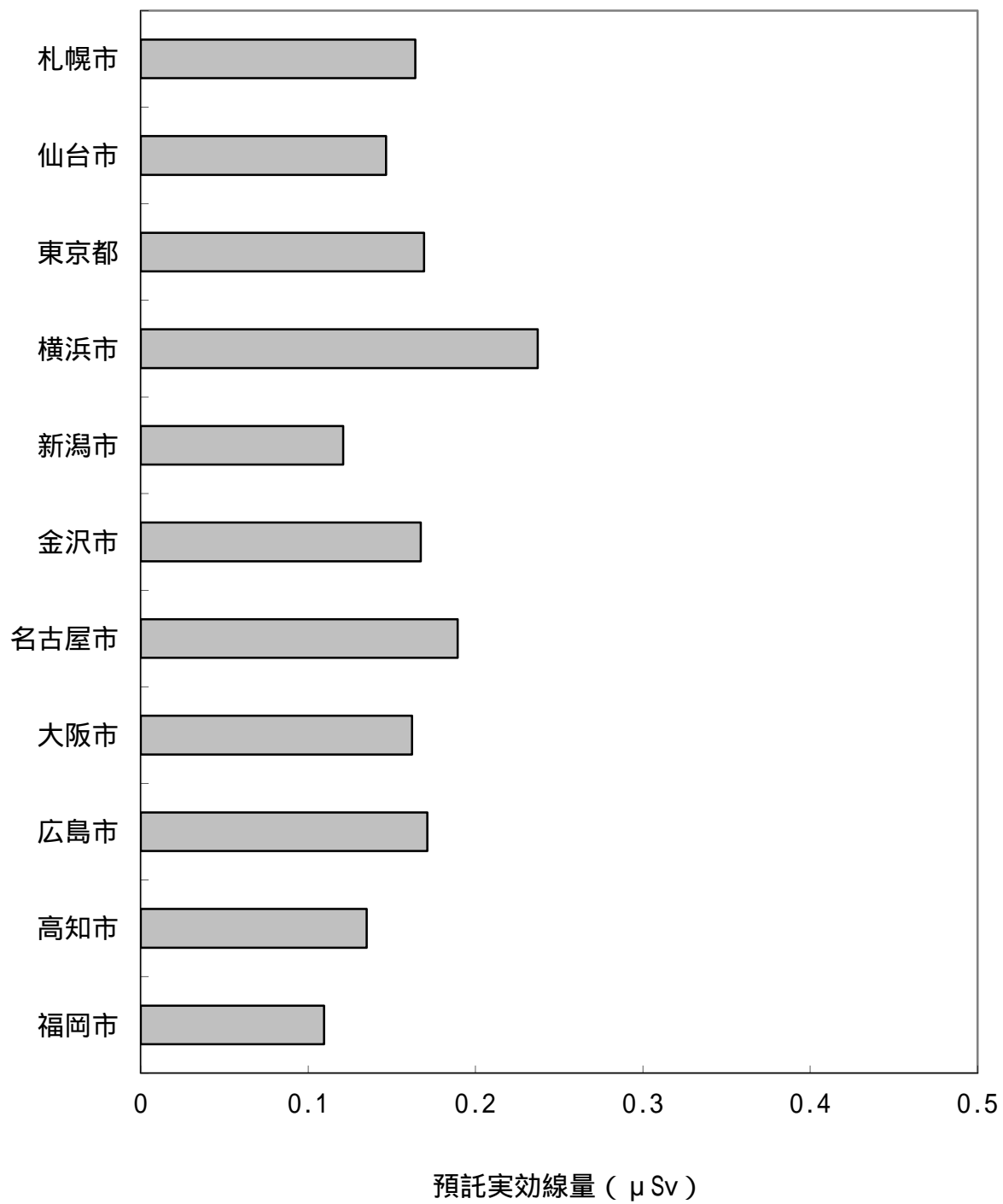


図 12. 放射性 Cs による都市別預託実効線量 (2007-2010 年度 TDS の結果)



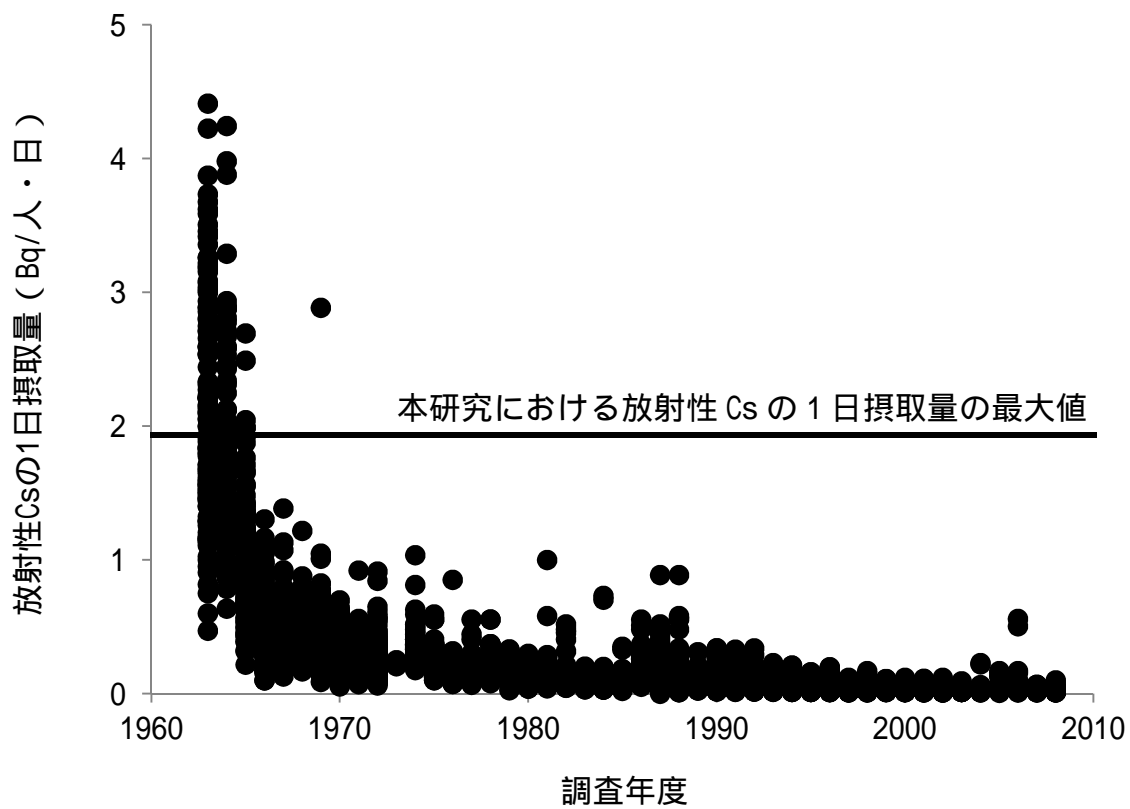


図 13.  $^{137}\text{Cs}$  の 1 日摂取量の推移 (文部科学省 放射能測定調査)